

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月9日
【会社名】	上新電機株式会社
【英訳名】	Joshin Denki Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中嶋 克彦
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 経営管理本部長 宇多 敏彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	経理部部长 大代 卓
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募資金額】	その他の者に対する割当 1,306,536,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,414,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成26年12月9日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は次の通りであります。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,414,000株	1,306,536,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,414,000株	1,306,536,000	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
924	-	1,000株	平成26年12月29日(月)	-	平成26年12月29日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払い込むものとし、ます。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
上新電機株式会社 経理部	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 難波支店	大阪市中央区難波三丁目6番11号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,306,536,000	-	1,306,536,000

(注) 有価証券届出書作成等の費用は、当社の管理費として処理します。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,306,536,000円は、業務運営に資するための商品の仕入れ資金に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金(商品仕入資金)に充当	1,307	平成27年1月

(注) 実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に資金管理を行う予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	野村信託銀行株式会社（上新電機社員持株会信託口）	株式会社りそな銀行（上新電機社員持株会信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
代表者の役職及び氏名	執行役社長 眞保 智絵	代表取締役社長 東 和浩
直近の有価証券報告書等の提出日	-	有価証券報告書 第12期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日） 平成26年6月25日関東財務局長に提出 半期報告書 第13期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日） 平成26年11月26日関東財務局長に提出
資本金	30,000百万円	279,928百万円
事業の内容	銀行業務、信託業務	銀行業務、信託業務
主たる出資者及びその出資比率	野村ホールディングス株式会社（100%）	株式会社りそなホールディングス（100%）

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。	株式会社りそな銀行は、当社の普通株式2,502,021株を保有しています。また、当社は同行の親会社である株式会社りそなホールディングスの株式を109,013株保有しております。
人事関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。	当社と株式会社りそな銀行の間には預金取引、資金借入等の銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は平成26年12月9日現在のものです。

従業員株式所有制度の内容

割当予定先である野村信託銀行株式会社（上新電機社員持株会信託口）及び株式会社りそな銀行（上新電機社員持株会信託口）（以下、両者を総称してまたは個別に「持株信託」といいます。）は、当社と野村信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行（以下、両者を総称してまたは個別に「受託信託銀行」といいます。）の間で、当社を委託者、受託信託銀行を受託者とする金銭信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定された信託口であります。なお、本信託契約は当社と野村信託銀行株式会社、当社と株式会社りそな銀行との間で各々個別に締結するものであります。

また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。

当社の導入する信託型従業員持株インセンティブ・プラン（以下、「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度に該当しますので、以下に本プランの内容を記載します。なお、上新電機社員持株会（以下、「本持株会」といいます。）は従来どおり存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではありません。本持株会の現時点での参加会社は、当社及び当社が100%出資しているジョーシンサービス株式会社の2社であります。

1. 概要

本プランは本持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランであり、従業員に対する当社グループの中長期的企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社グループの恒常的な発展を促すことを目的としております。当社では、従業員の自社株保有を促す手段として従業員持株会制度を導入しておりますが、本プランの導入により、当持株会制度への従業員の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてきましたが、その金庫株の有効活用として、持株信託に対し自己株式の割当を行うこととしました。

本プランでは、持株信託が信託設定後約5年間にわたり、本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。

当該借入は、貸付人、借入人（持株信託）、保証人（当社）の三者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、持株信託と当社の間で本届出書の効力発生後に締結する予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。持株信託は、本持株会と締結される株式注文契約に基づき、信託期間（約5年）において、該当月に本持株会に対して保有する当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従って、継続的に時価で売却します。持株信託は、当該売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、貸付人への借入金の返済及び金利の支払いを行います。持株信託の終了後、信託財産に属する金銭から、信託費用や未払いの借入元利金などを支払い、残余の財産が存在する場合は、当該金銭（損失補てん準備金勘定内の金銭を除く。）を、本信託契約で定める受益者適格要件（下記3.をご参照下さい。）を満たす従業員に分配します。当該分配については、受託者と当社が締結する予定の事務委託契約に基づき、受託者が、当該契約の委託者である当社を介して、従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証履行します。

また、持株信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使については、信託管理人または受益者代理人が持株信託の受託者に対して指図を行い、受託者は、係る指図に従うものとします。信託管理人は、現在又は過去において当社及び関係会社（以下、「当社等」といいます。）の役員もしくは部長またはそれと同程度の職位にある従業員（以下、総称して「役員等」といいます。）ではないこと、現在または過去において当社等の役員等の二親等内の親族ではないこと、当社等と現に取引のある金融機関において現在または過去において役員等になったことがないこと、当社等の重要な取引先において、現に役員等ではないこと及び当社等との間に特別な利害関係等のないこと等を要件としており、信託管理人には当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、信託管理人または受益者代理人は、持株信託に対して議決権行使に関する指図を行うに際し本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従うものとします。

(ご参考) 持株信託の概要

信託の種類	野村信託銀行：指定単独運用金銭信託 りそな銀行：金銭信託以外の金銭の信託（指定運用）
信託の目的	本持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び適格要件を充足する対象受益者への信託財産の交付
委託者	当社
受託者	野村信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行
受益者	本持株会会員のうち受益者適格要件を充足する者（信託終了時に信託内に残余財産がある場合に確定することとなります。）
信託管理人	上新電機株式会社 監査部 近藤 真一
信託契約日	平成26年12月10日（水）
信託の期間	平成26年12月10日（水）～平成32年1月6日（月）
議決権行使	受託者が、本信託契約に定める議決権行使のガイドライン（本持株会による議決権行使結果と同内容の指図をする旨定めております。）に基づく信託管理人又は受益者代理人の指図に従い、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の数	1,414,000株（野村信託銀行信託口に対して685,000株、りそな銀行信託口に対して729,000株）
取得株式の総額	1,306,536,000円（野村信託銀行信託口に対して632,940,000円、りそな銀行信託口に対して673,596,000円）
株式の取得方法	本自己株式処分による取得

2. 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

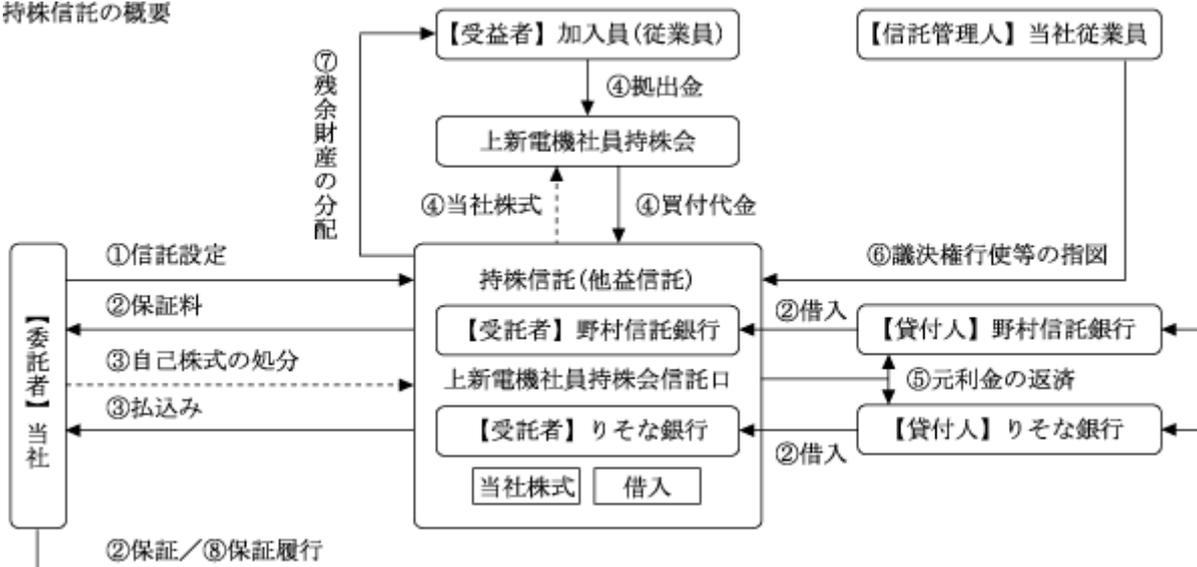
1,414,000株

3. 受益者の範囲

本信託契約で定める受益者確定手続開始日（信託期間満了日（平成32年1月6日）が到来し、信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下、「外為法」といいます。）の規定による資産凍結等の経済制裁措置の対象者（外為法第16条に基づく外国為替令（昭和55年政令第260号）第6条第1項に定める告示により指定された対象者をいいます。）に該当せず、かつ、本持株会に加入している者（ただし、平成27年1月26日以降、受益者確定手続開始日までに定年退職、従業員持株会の参加会社以外への転籍、役員への就任及び再雇用制度により雇用されている者の退職により会員資格を喪失したことにより本持株会を退会した者を含みます。）を本プランの受益者とします。

4. 本プランのしくみ

持株信託の概要



当社が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした持株信託（他益信託）を設定します。受託者は野村信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行となります。

持株信託は貸付人から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証を行います。当社は、当該保証行為の対価として保証料を持株信託から受け取ります。

持株信託は信託期間内に持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を当社の第三者割当による自己株式処分によって取得します。

持株信託は信託期間を通じ、該当月に当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。

持株信託は持株会への当社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利息等返済に充当します。

持株信託が保有する当社株式に係る議決権は、受益者のために選定された信託管理人が行使の指図を行います。

持株信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。

信託終了時に持株信託が借入金を返済できなくなった場合、保証行為に基づき当社が債務保証履行することで借入金を返済します。

(3) 割当予定先の選定理由

野村證券株式会社から当社社員持株会の加入率や拠出金額の拡大を企図して提案のあった本プランの導入にあたり、当社が考慮したのは、野村證券株式会社は当社の主幹事証券であり、本持株会の運営事務を同社に委託していること、野村證券株式会社を通じた野村信託銀行株式会社との連携により、本プランに係るサポート体制の充実、円滑な運営が期待されること、株式会社りそな銀行は当社のメインバンクであること、信託に係る事務コストの四点であります。

これらを総合的に判断した結果、受託者を野村信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行とする信託契約を両行と個別に締結した上で、受託者たる野村信託銀行株式会社（上新電機社員持株会信託口）及び株式会社りそな銀行（上新電機社員持株会信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））を割当予定先として選定したものであり、当社及び受益者双方にとって望ましい割当先になると判断いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

1,414,000株（野村信託銀行信託口に対して685,000株、りそな銀行信託口に対して729,000株）

(5) 株券等の保有方針

割当予定先である野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)及び株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)は、本信託契約に従い各々株式注文契約を本持株会と締結し、当該契約に基づき、該月に当社株式を本持株会に対してその時々で売却することになっております。野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)及び株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)は、本信託契約に定める場合を除き、当社株式を本持株会以外に売却することはありません。

なお、当社は、割当予定先である野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)及び株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)から、払込期日(平成26年12月29日)より2年間において、当該割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについての確約書を締結する内諾を各々より得ております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先となる持株信託がそれぞれ平成26年12月10日に貸付人である野村信託銀行株式会社及び株式会社りそな銀行と締結予定の責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき借り入れた借入金によって払込みが行われる予定である旨を契約書の写しにて確認しております。なお、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、借入人、保証人、貸付人間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は借入人に対する上記保証に対し、当該契約に基づき借入人から保証料を収受することとなります。

割当予定先： 持株信託 野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)、株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)

借入人： 持株信託 野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)、株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)

保証人： 当社

貸付人： 野村信託銀行株式会社(632,940,000円)、株式会社りそな銀行(673,596,000円)

(7) 割当予定先の実態

割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、野村信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。また、当社はその旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。処分価額については、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の直前一週間(平成26年12月2日から平成26年12月8日)の東京証券取引所における当社株式終値の平均である924円(円未満切捨て)としております。直前一週間の当社株式終値の平均を採用した理由は、特定の一時点を基準にするより一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、この価格は平成26年12月8日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社株式終値である933円からの乖離率が-0.96%、直前1ヶ月間(平成26年11月10日~平成26年12月8日)の終値の平均値である947円(円未満切捨て)からの乖離率が-2.43%、直前3ヶ月間(平成26年9月9日~平成26年12月8日)の終値の平均値である942円(円未満切捨て)からの乖離率は-1.91%、直前6ヶ月間(平成26年6月9日~平成26年12月8日)の終値の平均値である935円(円未満切捨て)からの乖離率は-1.18%となっていることから、処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。(乖離率はいずれも小数第三位を四捨五入して表記しております。)

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(うち社外監査役2名)が、上記と同様の理由により、割当先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、本持株会の買付実績(直近の月例買付、賞与買付、奨励金及び配当再投資の実績額)を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間(約5年間)における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であり、希薄化は生じるものの、毎月本持株会へ少しずつ譲渡されることに加え、従業員の意識高揚による企業価値の増大に寄与すると考えております。

希薄化の規模は発行済株式数に対し2.46%(平成26年9月30日時点の総議決権数50,260個に対する割合は2.81%)となります。(割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。)

なお、割当予定先が野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)及び株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)となりますので、それぞれの信託口の名義でそれぞれに割り当てられる株式を保有することとなります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
上新電機社員持株会	大阪市浪速区日本橋西1丁目6-5	3,264	6.49	3,264	6.32
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	2,700	5.37	2,700	5.23
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	2,502	4.98	2,502	4.84
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	1,200	2.39	1,200	2.32
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,143	2.27	1,143	2.21
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006	1,085	2.16	1,085	2.10
シャープエレクトロニクスマーケティング株式会社	大阪市阿倍野区長池町22-22	1,046	2.08	1,046	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	1,013	2.02	1,013	1.96
ソニーマーケティング株式会社	東京都港区港南1丁目7-1	999	1.99	999	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	913	1.82	913	1.77
計		15,866	31.57	15,866	30.70

- (注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 2 上記のほか自己株式7,183,739株(平成26年9月30日現在)があり、当該割当後は5,769,739株となります。ただし、平成26年10月1日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。
 3 所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。
 4 処分株式の総数は、総議決権数に対して2.74%となりますが、処分予定先が野村信託銀行株式会社(上新電機社員持株会信託口)1.33%、株式会社りそな銀行(上新電機社員持株会信託口)1.41%となり、各々の保有割合は合算されません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第66期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月30日関東財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期 第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第67期 第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月13日関東財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年12月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づき臨時報告書を平成26年7月1日に関東財務局長に提出。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第66期事業年度)及び四半期報告書(第67期事業年度第1四半期及び第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年12月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年12月9日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

上新電機株式会社 本店
(大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。